

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

■次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

1. 計画期間・・・「2025年4月1日～2028年3月31日」

2. 内 容・・・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標①】時間外・休日労働の削減のための措置の実施

（対策）時間外・休日労働が削減されていない部署について、問題点の再検討を実施

【目標②】年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

（対策）年次有給休暇の確実な取得に向け、取得促進への意識啓発

■女性活躍推進法に基づく行動計画

1. 計画期間・・・「2025年4月1日～2028年3月31日」

2. 内 容①・・・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【目標】採用した労働者に占める女性労働者の割合を20%以上とする（現状16.4%）

（対策）求人誌へ女性社員の活躍内容の掲載

内 容②・・・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【目標】女性労働者の平均継続勤務年数を5年以上とする（現状4年9ヵ月）

（対策）短時間勤務、在宅勤務等、育児がしやすい環境作り

■男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	100.0%
正社員	100.0%
パート・有期社員	100.0%

1. 対象期間・・・●2024事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

2. 対象労働者・・・●正社員：全職員
●パート・有期社員：契約社員・嘱託社員・パート

3. 賃金の範囲・・・●通勤手当等を除く